

2016年11月15日

受益者の皆さまへ

フィデリティ投信株式会社

「フィデリティ・世界インカム株式・ファンド(毎月決算型)」の 分配金について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は「フィデリティ・世界インカム株式・ファンド(毎月決算型)」(以下「当ファンド」)に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当ファンドは、第70期(2016年11月15日)の決算を迎え、分配金をこれまでの180円から50円引き下げ、130円(1万口当たり/税込)に変更することと致しました。

当ファンドの総合収益(トータル・リターン)は中長期的に堅調に推移しております。しかし、中長期的な基準価額の上昇と安定した収益分配を継続するという観点から、この度分配金を引き下げることにいたしました。

次ページ以降におきまして、分配金の引き下げの背景や当ファンドの運用状況等について、Q&A形式でご説明いたしますので、ご参照いただきますようお願い申し上げます。

引き続き、投資信託財産の成長を図ることを目標に運用を行ってまいりますので、今後とも当ファンドに一層のご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

フィデリティの分配金決定の考え方

- 分配金は、ファンドの運用成果である総合収益(トータル・リターン)を主たる判断基準として決定します。
- 総合収益(トータル・リターン)は短期ではなく中期のトレンド、今後の予想、投資環境などを勘案して判断します。
- 分配金の頻繁な変動をさけるため、中期的な分配水準の安定性を考慮して判断します。

フィデリティ投信株式会社

Q1 分配金を引き下げた理由を教えてください。

主要な投資対象である世界株式相場は、今後も堅調に推移していくと見込まれますが、急成長局面から緩やかな上昇ペースに移行しています。

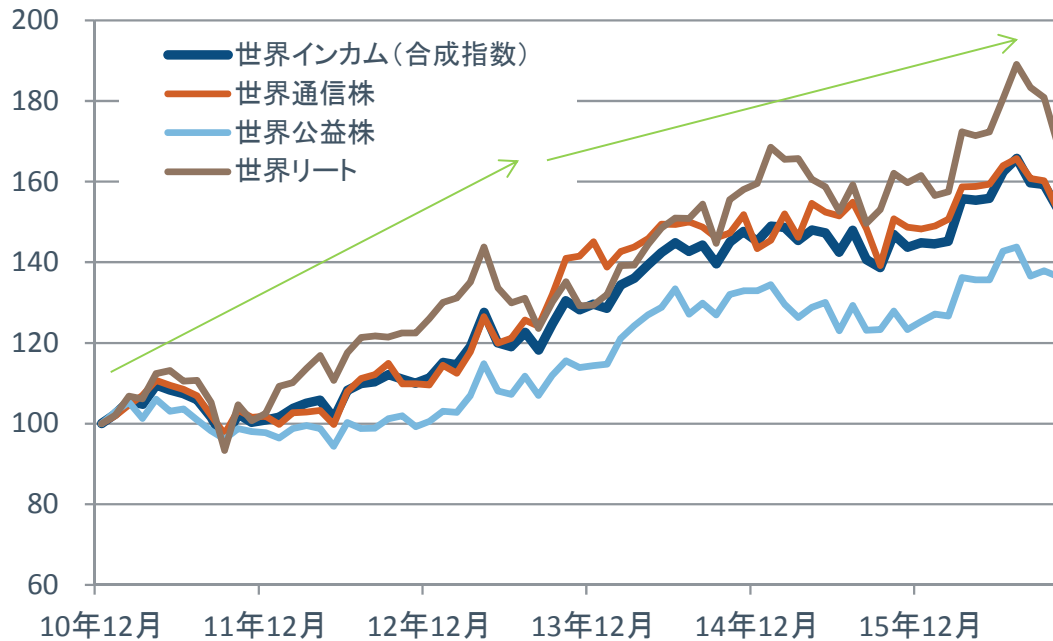
こうした現状をふまえ、中長期的な基準価額の上昇と安定した収益分配を継続するという観点から、分配金を引き下げることにいたしました。

ファンドの投資対象ファンドと基本投資割合

各マザーファンド受益証券への資産配分は、概ね投資信託財産の純資産総額に対して以下の比率を基本投資割合とします。

マザーファンド	基本投資割合
フィデリティグローバル通信・公益株マザーファンド	70%程度
フィデリティグローバルリートマザーファンド	30%程度

世界インカム(合成指数)および世界公益通信株式・世界リーートの推移 (米ドルベース)



(注) RIMESよりフィデリティ投信作成。2010年12月末～2016年10月末。期間初を100として指数化。

(※) 世界インカム(合成指数)は世界公益株35%、世界通信株35%、世界リート30%による市場指数の合成指数。通信株、公益株は、MSCIワールド・電気通信サービス・インデックス、MSCIワールド・公益事業・インデックス。リートは、FTSE EPRA/NAREIT DEVELOPED REITsインデックスを各々使用。上記グラフは当ファンドが投資対象とする資産をご理解いただくものであり、シミュレーションによる運用実績を示すものではありません。あくまで参考情報として提供することのみを目的としており、将来の運用結果を保証もしくは示唆するものではありません。

Q2 当ファンドの運用状況について教えてください。

2010年12月の設定以来、各資産の値上がり益によって成長してきました。世界株式の調整の影響を受ける局面もありましたが、その後は反発し、中期的には堅調な推移となっています。なお、累積投資額*と分配金支払後の基準価額の差は、分配金の支払いによるものです。

当ファンドの累積投資額と基準価額の推移(設定日～2016年11月15日)



(注)フィデリティ投信作成。基準価額は運用管理費用(後述の「運用管理費用(信託報酬)」参照)控除後のものです。

*累積投資額は、ファンド設定時に10,000円でスタートしてからの収益分配金を再投資した実績評価額です。ただし、購入時手数料および収益分配金にかかる税金は考慮していません。

Q3 当ファンドの今後の見通しについて教えてください。

好調な世界経済を背景とした世界株式、世界リートの堅調な推移が期待できることから、引き続き堅調に成長すると思われます。

- 米国景気の持続的な成長などから世界株式は底堅い動きとなっています。また原油価格の持ち直しや中国経済の底割れ回避など世界株式の相場環境は好転しつつあります。
- 世界リートは引き続き堅調な需要と抑制された供給から堅調な推移が期待されます。
- 今後中期的に米国の継続的な利上げが予想され、長期金利の変動が高まる可能性があります。当ファンドは、世界通信株式や世界公益株式、世界リートへの投資を通じて、世界的なインフラ需要拡大、都市化およびグローバル化の恩恵を受けて、堅調な成長が期待できます。

Q4 分配金が引き下げられたということは、今後の当ファンドの運用実績に期待できないということですか？

運用実績は分配金や基準価額だけでは判断できません。運用実績を確認するためには、累積投資額を見るのが重要です。

- 分配金は大切ですが、ファンドの運用実績は、基準価額の変動と設定以来お支払いした分配金を再投資したものの合計で評価されます。
- 当ファンドの運用実績である累積投資額(ファンド設定時に10,000円でスタートしてからの収益分配金を再投資した実績評価額)や、累積リターン(収益分配金を再投資することにより算出された収益率)は、当ファンド設定以来、長期的に堅調に推移しています。また前述の通り(Q3を参照)、今後の投資環境も引き続き良好であると考えられます。
- なお当ファンドの累積投資額や累積リターンは、毎月発行される月次運用レポートでご確認いただけます。
- 分配金は、ファンドの純資産から支払われます。分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は低下します。分配金が減少した場合、引き下げられた分配金相当額は、ファンドの純資産に留保されますので、基準価額の下支え要因となります。

Q5 分配金はどのように決められるのですか？

収益分配方針に基づき決定されます。

- 毎決算時に、原則として以下の収益分配方針に基づき分配金額が決定されます。
 - 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収入と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
 - 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

Q6 分配金が今後変更されることはありますか？

分配金は収益分配方針に基づき決定され、今後見直しが必要と判断された場合には変更されることがあります。

- 毎決算時に収益分配方針に基づき分配金額が決定されます。基準価額の水準や投資環境等を総合的に勘案し、見直しが必要であると判断された場合には、分配金額を変更する場合があります。

Q7 分配対象収益(分配原資)はどのような状況ですか？

第70期決算日(2016年11月15日)時点の分配対象収益は、1万口当たり約4,245円*です。

*運用報告書発行前の数値であり今後変更される場合があります。

- 分配金は分配対象収益だけでなく、収益分配方針に基づき決定されます。

投資方針

- 1 ファンドは、各マザーファンド受益証券への投資を通じて、世界（日本を含みます。）の取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている通信・公益セクター*の株式および不動産投資信託（リート）を主な投資対象とし、投資信託財産の成長を図ることを目標に運用を行ないます。 *公益セクターとは、電力、ガス、水道サービスなどを提供する企業を指します。
- 2 各マザーファンド受益証券への資産配分は、概ね投資信託財産の純資産総額に対して以下の比率を基本投資割合とします。
フィデリティ・グローバル・通信・公益株マザーファンド…70%程度
フィデリティ・グローバル・リート・マザーファンド ……30%程度
- 3 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- 4 通信・公益セクター株式では、以下の方針で運用を行ないます。
 - 世界（日本を含みます。）の取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている通信・公益セクターの株式を主な投資対象とし、投資信託財産の成長を図ることを目標に運用を行ないます。
 - アナリストによる企業調査結果を活かし、ポートフォリオ・マネージャーによる「ボトム・アップ・アプローチ」を重視した運用を行ないます。
- 5 不動産投資信託（リート）では、以下の方針で運用を行ないます。
 - 日本を含む世界各国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券（リート）（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）を主要な投資対象とし、配当等収益の確保と、投資信託財産の成長を図ることを目的に運用を行ないます。
 - 組入れリーートの選定に際しては、リーートの調査・運用スタッフによる投資価値の分析に加え、世界の主要拠点の株式アナリストによる企業調査情報なども活用されます。
 - ポートフォリオの構築においては、国、地域、セクターの分散、ポートフォリオ全体の利回り水準、流動性等を考慮し、長期的な潜在成長性が高いリーートを選定します。
- 6 マザーファンドの運用にあたっては、FILインベストメンツ・インターナショナルに、運用の指図に関する権限を委託します。

※資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては上記のような運用ができない場合もあります。

ファンドの主なリスク内容について

基準価額の変動要因

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。したがって、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失が生じる可能性があります。

ファンドが有する主なリスク等（ファンドが主に投資を行なうマザーファンドが有するリスク等を含みます。）は以下の通りです。

主な変動要因

価格変動リスク

基準価額は有価証券等の市場価格の動きを反映して変動します。有価証券等の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる場合があります。

為替変動リスク

外貨建の有価証券等に投資を行なう場合は、その有価証券等の表示通貨と日本円との間の為替変動の影響を受けます。

リートに関わるリスク

リートへの投資においては、保有不動産の評価額、リートに関する規制（法律、税制、会計等）、不動産市況（空室率の変動等）等、リート固有の価格変動要因の影響を受けます。

特定分野投資のリスク

金利および経済動向、法制度などの市場環境が、特定分野（特定業種、特定規模の時価総額の銘柄等）に対して著しい影響を及ぼすことがあります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

クーリング・オフ

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

エマージング市場に関わる留意点

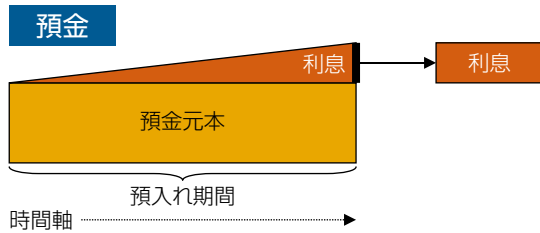
エマージング市場（新興諸国市場）への投資においては、政治・経済的不確実性、決済システム等市場インフラの未発達、情報開示制度や監督当局による法制度の未整備、為替レートの大きな変動、外国への送金規制等の状況によって有価証券の価格変動が大きくなる場合があります。

デリバティブ（派生商品）に関する留意点

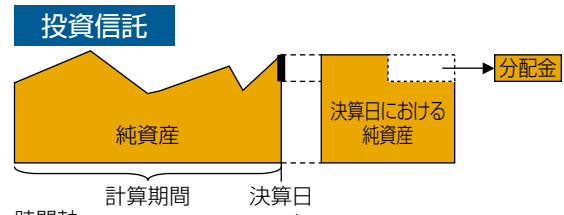
ファンドは、有価証券先物、各種スワップ、差金決済取引等のデリバティブ（派生商品）を用いることがあります。デリバティブの価格は市場動向などによって変動するため、基準価額の変動に影響を与えます。デリバティブが店頭取引の場合、取引相手の倒産などにより契約が履行されず損失を被る可能性があります。

【収益分配金に関する留意事項】

分配金は、預貯金の利息とは異なります。分配金の支払いは純資産から行なわれますので、分配金支払い後の純資産は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。



(注) 預金は定率の円建て預金をイメージして記載しています。預金元本は必ずしも全額保証されているものではありません。

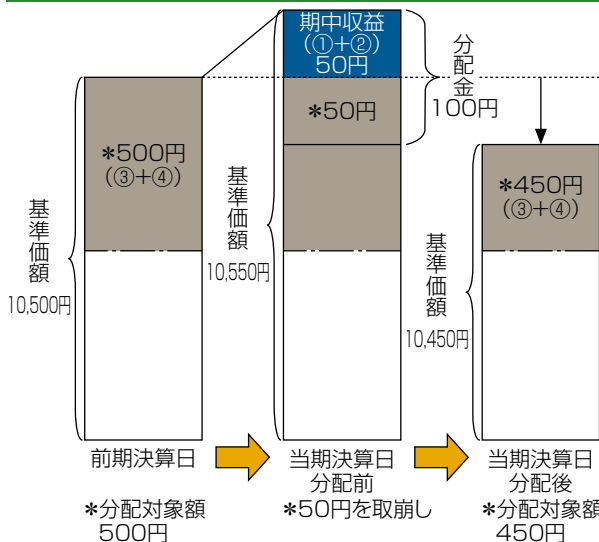


(注) 投資信託の純資産から支払われる分配金をイメージして記載しています。

分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の利子・配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。計算期間におけるファンドの運用実績は、期中の分配金支払い前の基準価額の推移および収益率によってご判断ください。

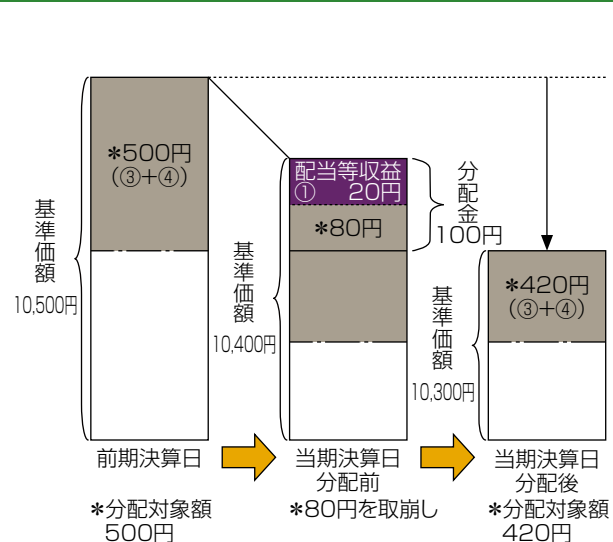
投資信託は、当期の収益の他に、ファンドの設定から当期以前の期間に発生して分配されなかった過去の収益の繰越分等からも分配することができます。

前期決算から基準価額が上昇 当期計算期間の収益がプラスの場合



※分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、収益配分方針に基づき、分配対象額から支払われます。
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

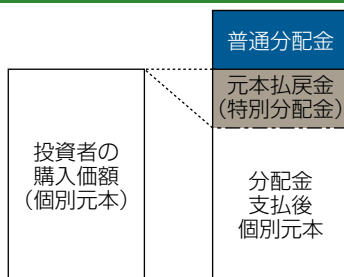
前期決算から基準価額が下落 当期計算期間の収益がマイナスの場合



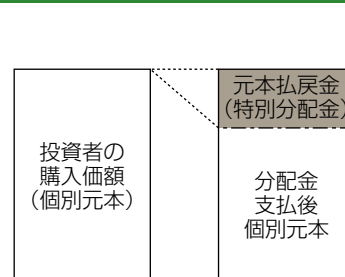
投資者のファンドの購入価額によっては分配金はその支払いの一部、または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

ファンドの購入価額は、個々の投資者によって異なりますので、投資期間全体での損益は、個々の投資者によって異なります。

分配金の一部が実質的に元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が実質的に元本の一部払戻しに相当する場合



- ・「個別元本」とは、追加型投資信託の収益分配金や解約(償還)時の収益に対する課税計算をする際に用いる個々の投資者のファンドの購入価額のことを指します。
 - ・「普通分配金」とは、個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
 - ・「元本払戻金(特別分配金)」とは、個別元本を下回る部分からの分配金です。実質的に元本の払戻しに相当するため、非課税扱いとなります。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。
- ※普通分配金に対する課税については、投資信託説明書(交付目録見書)をご参照ください。

フィデリティ・世界インカム株式・ファンド（毎月決算型）

追加型投信／内外／資産複合

商品の内容やお申込みの詳細については

委託会社	フィデリティ投信株式会社
インターネットホームページ	http://www.fidelity.co.jp/fij/
フリーコール	0120-00-8051 受付時間：営業日の午前9時～午後5時または販売会社までお問い合わせください。
留意点	ご購入およびご換金の受付については、原則として、毎営業日（ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日と同日の場合は除きます。）の午後3時まで受付けます。

その他のファンド概要

設定日	2010年12月16日
信託期間	2010年12月16日から2025年12月15日まで
ベンチマーク	ファンドにはベンチマークを設けません。
収益分配	原則、毎月15日（ただし休業日の場合は翌日以降の最初の営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づき分配を行ないます。ただし、必ず分配を行なうものではありません。 ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた額 ご換金代金の支払開始日は原則として換金申込受付日より6営業日目以降になります。

ファンドに係る費用・税金

購入時手数料	3.24%（税抜3.00%）を上限として販売会社がそれぞれ定める料率とします。
換金時手数料	なし
運用管理費用（信託報酬）	純資産総額に対し年率1.72692%（税抜1.599%）
その他費用・手数料	・組入有価証券の売買委託手数料、信託事務の諸費用およびマザーファンドの換金に伴う信託財産留保額等がファンドより支払われます。（運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示できません。） ・法定書類等の作成等に要する費用、監査費用等がファンドより差し引かれます。（ファンドの純資産総額に対して年率0.10%（税込）を上限とします。）
税金	原則として、収益分配時の普通分配金ならびにご換金時の値上がり益および償還時の償還差益に対して課税されます。税法が改正された場合等には、上記内容が変更になる場合があります。
信託財産留保額	基準価額に対し0.30%

※当該手数料・費用等の上限額および合計額については、お申込み金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
※課税上は株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」、「ジュニアNISA」の適用対象です。
※ファンドに係る費用・税金の詳細については、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

委託会社、その他の関係法人

委託会社	フィデリティ投信株式会社 【金融商品取引業者】 関東財務局長（金商）第388号 【加入協会】 一般社団法人投資信託協会 一般社団法人日本投資顧問業協会 投資信託財産の運用指図などを行ないます。
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社 投資信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指示・連絡などを行ないます。
運用の委託先	FILインベストメンツ・インターナショナル（所在地：英国） 委託会社より運用の指図に関する権限の委託を受け、マザーファンドに関する運用の指図を行ないます。 販売会社につきましては、委託会社のホームページ（アドレス： http://www.fidelity.co.jp/fij/ ）をご参照または、フリーコール：0120-00-8051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）までお問い合わせいただけます。
販売会社	ファンドの募集の取扱い、一部解約の実行の受付、収益分配金の再投資ならびに収益分配金・償還金・一部解約金の支払などを行ないます。

- 当資料はフィデリティ投信によって作成された最終投資家向けの投資信託商品販売用資料です。投資信託のお申込みに関しては、以下の点をご理解いただき、投資の判断はお客様ご自身の責任においてなされますようお願い申し上げます。なお、当社は投資信託の販売について投資家の方の契約の相手方とはなりません。
- 投資信託は、預金または保険契約でないため、預金保険および保険契約者保護機構の保護の対象にはなりません。また、金融機関の預貯金と異なり、元本および利息の保証はありません。販売会社が登録金融機関の場合、証券会社と異なり、投資者保護基金に加入しておりません。
- 「フィデリティ・世界インカム株式・ファンド（毎月決算型）」が投資を行なうマザーファンドは、主として世界の株式および不動産投資信託（リート）等を投資対象としていますが、その他の有価証券に投資することもあります。
- ファンドの基準価額は、組み入れた株式やその他の有価証券の値動き、為替相場の変動等の影響により上下しますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。また、組み入れた株式やその他の有価証券の

- 発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。すなわち、保有期間中もしくは売却時の投資信託の価額はご購入時の価額を下回ることもあり、これに伴うリスクはお客様ご自身のご負担となります。
- ご購入の際は投資信託説明書（交付目論見書）をあらかじめまたは同時にお渡しいたしますので、必ずお受取のうえ内容をよくお読みください。
- 投資信託説明書（交付目論見書）については、販売会社またはフィデリティ投信までお問い合わせください。なお、当ファンドの販売会社につきましては以下のホームページ（<http://www.fidelity.co.jp/fij/>）をご参照ください。
- 当資料に記載の情報は、作成時点のものであり、市場の環境やその他の状況によって予告なく変更することがあります。また、いずれも将来の傾向、数値、運用結果等を保証もしくは示唆するものではありません。
- 当資料にかかわる一切の権利は引用部分を除き当社に属し、いかなる目的であれ当資料の一部又は全部の無断での使用・複製は固くお断りいたします。

■フィデリティ・世界インカム株式・ファンド(毎月決算型) 販売会社情報一覧(順不同)

金融商品取引業者名		登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 日本投資 顧問業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
株式会社足利銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第43号	○			
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○		○	○
スルガ銀行株式会社	登録金融機関	東海財務局長(登金)第8号	○			
高木証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第20号	○			
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第140号	○		○	○
フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第152号	○			
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○

* 上記情報は当資料作成時点のものであり、今後変更されることがあります。
販売会社によってお申込みの条件、制限等が異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

IM161115-3 CSIS161115-16

※ 当資料は、信頼できる情報をもとにフィデリティ投信が作成しておりますが、正確性・完全性について当社が責任を負うものではありません。

詳しくはこちらをご確認ください



<https://www.fidelity.co.jp/bunpai/>